

真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務 に係る企画提案書作成要領

1 企画提案書記載事項

真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務（以下「本業務」という。）に関する企画提案書に作成にあたっては、本市が、令和 8 年 4 月から浄水場等の水道施設の運転維持管理業務に真野浄水場の更新改良工事等を加えた新たな枠組みでの官民連携手法の導入（DBO 方式での業務実施を想定）を予定していることに留意し、令和 6 年度から令和 7 年度までの業務について、「真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）及び「想定スケジュール」【別紙 1】（要求水準書及び【別紙 1】を総じて、以下「要求水準書等」という。）に基づき、次の（1）から（6）の各項目内容を記載した企画提案書を作成してください。

なお、下記項目に加えて、要求水準書等に記載のない新たな提案を行うことは妨げません。

（1） 提案概要

- ア 提案内容の全体像（具体的にイメージできるもの）
- イ 業務内容の把握と課題に関する対応について
- ウ 要求水準書「第 2 条 目的」に対する見解
- エ 提案者の強み など

（2） 業務の全体スケジュール（2 年間）

業務の全体スケジュール及び次の「（3）」の提案においては、要求水準書等で示す各業務の実施年度や期間等が本市の想定と異なることを妨げませんので、提案者のノウハウや経験を生かし、令和 6 年 4 月からの新たな枠組みでの民間活力導入を見据え、実現可能かつ合理的な内容で提案してください。

（3） 要求水準書等に記載する業務に係る具体的な提案

- ア 令和 6 年度の業務提案
- イ 令和 7 年度の業務提案

（4） 業務の実施体制（職・勤務地・外部協力組織等）

（5） 参加資格者及び本業務従事者に関する事項

- ア 参加資格に掲げる元請受注実績の業務に係る概要について
- イ 業務に従事する管理技術者、照査技術者、担当技術者及び法務担当者等、受託者が提案する組織、体制上配置する者の職氏名及び主要業務経歴について

（6） 価格提案

令和 6 年度から令和 7 年度の業務に係る各年度の価格を提案してください。各年度の提案限度額（見積上限額）は、次のとおりです。

令和 6 年度 金 3 5, 7 0 2, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和 7 年度 金 1 8, 0 1 2, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 企画提案書作成に係る留意事項

- （1） 企画提案書は、1 者 1 提案とします。

(2) 企画提案書は、A 4、長辺綴じとします。表紙に「真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務 企画提案書」と記載してください。ただし、提出部数13部のうち1部(正)については、余白に会社名等を記入し、その他12部(副)については、会社名を伏せてください。

(3) 上記「1 企画提案書記載事項」の各提案項目における提案書枚数等は、以下のとおりとします。

ア 用紙サイズ及び文字サイズ等

用紙サイズは、A 4（縦・横は問わない）とし、文字フォントは10ポイント以上としてください。なお、文字フォントに関しては、提案書中の図や表内に用いる文字や本作成要領に定めのない事項は参加資格者の任意とします。

イ 提案項目別提案書枚数

- | | | |
|----------------------------|---|-------------------------|
| (1) 提案概要 | → | <u>4ページ以内</u> |
| (2) 業務の実施スケジュール | → | <u>3ページ以内</u> |
| (3) 要求水準書等に記載する業務に係る具体的な提案 | → | <u>8ページ以内</u> |
| (4) 業務の実施体制（職・勤務地・外部協力組織等） | → | <u>3ページ以内</u> |
| (5) 参加資格者及び本業務従事者に関する事項 | → | <u>枚数等指定なし</u> |
| (6) 価格提案 | → | <u>【様式9】見積内訳書を添付のこと</u> |

(4) 企画提案書は、本市と参加資格者との役割分担を明確にしてください。

(5) 要求水準書等に記載のない成果品の納品を提案する場合は、「要求水準書等に記載のない成果品」と題した項目を別途設け、当該成果品の内容を分かりやすく列記してください。

(6) 企画提案書で提案した事項は、本業務の実施において、履行義務が伴うことに留意し作成してください。

(7) 提出部数は、13部（正1部 副12部）とし、提出後の資料の追加、修正又は差替えは認めません。また、提出された資料等は返却しません。

(8) 必要に応じて補足資料等の提出を求めることがあります。

以上